

平成30年10月15日

南相馬市農業委員会
10月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年10月15日(月)午後1時30分開会
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	欠
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	欠
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	欠
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 紺野 明重
鹿島区 北山 一郎
原町区 門馬 勝弘
原町区 木幡 栄

3. 出席職員

局長 佐藤 光 次長 齋藤 ひとみ 主査 山本 将之
副主査 島 健太郎 主事 平田 幸子 農政課主査 佐藤 俊文

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 4 0 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 4 1 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催
報告について
- 日程第 5 報告第 4 2 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 6 議案第 104 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 議案第 105 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 8 議案第 106 号 南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 日程第 9 議案第 107 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 0 議案第 108 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 1 議案第 109 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について
(県許可分)
- 日程第 1 2 議案第 110 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
(市許可分)
- 日程第 1 3 議案第 111 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 1 4 議案第 112 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(県許可分)
- 日程第 1 5 議案第 113 号 農地法第 5 条の規定による貸借権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 1 6 議案第 114 号 農地法第 5 条の規定による貸借権移転の許可申請について
(県許可分)
- 日程第 1 7 議案第 115 号 現況確認証明願について

5. 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより平成30年10月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、11番委員、12番委員、16番委員であります。出席委員は会議規則第5条の規定により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号4番佐藤廣委員、5番濱田宗宏議員、6番山内弘巳委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。9月定例会総会以降、本日までの間、特段の報告を要する案件はございませんでした。

議 長 　　次に、日程第3、報告第40号、専決処分の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第40号についてご説明いたします。議案書の2ページから3ページになります。今回、福島県農業振興公社を通して農地売買による所有権移転の申し出がございました。内容につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第4、報告第41号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の14番委員から説明を求めます。

14番委員 　　報告第41号について説明をいたします。議案書の4ページから6ページになります。去る9月26日午後2時30分より、小高区浮舟文化会館第1研修室において、申出者である公益財団法人福島県農業振興公社より集積推進第二課の職員2名、推薦人8名、調整委員2名、事務局の2名の出席により、開催いたしました。協議内容の(1)、所有権移転の手続きについてですが、公社の担当者よ

り、農地売買事業について説明をいただき、推薦人についての聞き取りの後、価格について協議となりました。申し出があった農地につきましては、納期限を1月26日とした場合、それぞれの面積によって総額が異なりますが、売渡の単価は概ね296,000円から301,000円となり、そのほか諸経費を加えた価格を実際の販売価格としたいとの話がありました。譲受人にこの価格で良いか、打診をいたしましたところ、別紙により成立いたしました。この案件は議案第104号、9ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第5、報告第42号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第42号についてご説明いたします。議案書の7ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。違反転用に係る事由ですが、整理番号1番については、昭和53年頃に亡き父が住宅の建築と同時期に物置を建築しました。今回、住宅及び物置を売却するにあたり調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号2番については、昭和48年12月頃に住宅の隣接地に倉庫を整備し今も使用しています。今回、現在の土地賃貸借契約の見直しをするに当たり土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第6、議案第104号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、1所有権移転関係の整理番号2番を先に審議いたします。農業委員会法第3

1条の規定により、8番委員には、この間退席を願います。
暫時休議をいたします。

議 長 再開をいたします。事務局から整理番号2番の説明を求めます。

事務局 議案第104号の1所有権移転関係のうち、整理番号2番についてご説明いたします。議案書の9ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第104号のうち、整理番号2番について説明いたします。議案書9ページになります。内容については記載のとおりとなっております。また、対価については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので原案のとおり、決することといたします。

議 長 8番委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

議 長 再開をします。次に、1所有権移転関係の整理番号5番を先に審議いたします。農業委員会法第31条の規定により、紺野農地利用最適化推進委員には、この間、退席を願います。
暫時休議します。

議 長 再開をいたします。事務局から整理番号5番の説明を求めます。

事務局 議案第104号の1所有権移転関係のうち、整理番号5番についてご説明いたします。議案書の9ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担

当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第104号のうち、整理番号5番について説明いたします。議案書9ページとなります。内容については記載のとおりとなっております。また、対価については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので原案のとおり、決することといたします。

議 長 紺野委員の復席を許します。暫時休議をいたします。

議 長 再開をいたします。事務局から議案第104号の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第104号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の8ページから14ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第104号残りすべてについて説明いたします。議案書8ページから14ページになります。所有権移転が6件、利用権設定69件となっております。内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料については、双方合意のうえ決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので原案のとおり、決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第105号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第105号についてご説明いたします。議案書の15ページから16ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第105号について説明いたします。議案書15ページから16ページになります。当該計画の概要といたしましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の貸し借りをを行うものとなっております。内容については記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第8、議案第106号、南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 議案第106号についてご説明いたします。議案書の17ページから27ページになります。現地案内図は当日配付しております農業振興地域整備計画の変更に係る現地案内図になります。市が南相馬農業振興地域整備計画を変更するに当たりまして、農業振興地域の整備計画に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります南相馬市経済部農政課担当職員よりご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第106号について説明いたします。議案書17ページから27ページになります。南相馬農業振興地域整備計画の変更に係る概要になりますが、原町区及び鹿島区内で実施予定の土地改良事業に係る農用地域への編入申し出が4件となっており、これらの申し出の内容について、当該整備計画を変更することとしたところであります。なお、その内容の詳細につきましては、記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

6番委員 鶴谷地区の農用地区域の変更についてお伺いいたします。23ページのところなのですが、鶴谷地区の現況地目面積ということで、山林、原野について相当な面積があるわけなのですが、これは山林、原野を地目変更して、農振地域に入れて土地改良事業をすることだろうと思うんですけども、こういった山林、原野を編入することはできるのでしょうか。それをお伺いいたします。

農政課担当 山林、原野、雑種地、その他の編入についてですが、基盤整備事業をするに当たって、その土地の所有者からの同意をもらわなければ、基盤整備その場所を編入することはできません。田畑以外にも、山林原野等についても、基盤整備事業に編入して、換地事業を実施するというところでありますので、農業振興地域の編入に関しては、山林原野もすることになります。以上です。

6番委員 その場合、こういった山林、原野を農振地域に入れようとするれば、この地目の測量、あるいは分筆といったものは、個人の経費でやって地目を変更して入れるようなことになるのでしょうか。

農政課担当 詳細な部分については、この場で、正確にお答えすることはできないのですが、南相馬土地改良区と協議の上、編入としたものでございます。編入についての詳細な区割、地目面積については、南相馬土地改良区と話し合っているものであり、農政課では、今の質問について、答えることはできません。

議 長 休議いたします。

議 長 再開をいたします。その他質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第107号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第107号についてご説明いたします。議案書の28ページから34ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について、許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第108号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第108号についてご説明いたします。議案書の35ページから36ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号4番については報告第42号整理番号1番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号3番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第108号申請番号3番の現地調査の報告をいたします。所在、申請事由は記載のとおりであり、案内図は3ページとなっております。去る10月10日午前11時、申請者と連絡をとりましたが、連絡がとれず、また、後日、連絡をとったけれども、日程の調整がつかないということで、現地調査のみ、私がやりました。あとは電話での内容確認となりました。調査した結果、立地基準、一般基

準とも、基準を満たしていると判断しましたので、皆さんの審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 次、申請番号4番につきまして、10番委員。

10番委員 議案第108号申請番号4番についてご報告いたします。10月9日午前11
時より、行政書士立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は4ページ
です。申請理由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準も一般基準も問題あ
りませんでしたのでご報告いたします。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 次、申請番号5番につきまして、4番委員。

4番委員 議案第108号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内
図は5ページです。10月10日午後2時頃より、申請人立ち会いのもと、現地
調査を行いました。土地の所在から申請事由までは記載のとおりですが、この案
件については、災害復旧工事における工事車両のための貸駐車場及び貸資材置場
を事業用に利用申請するものです。転用期間は許可日から20年です。調査書の
調査項目に基づき、申請人から聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、
立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろ
しくお願いします。以上です。

議 長 申請番号1番及び2番については、現地調査員12番委員が欠席のため、事務
局からの報告を求めます。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第108
号申請番号1番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。
現地案内図は1ページです。去る10月7日午前10時より、申請人立ち会いの
もと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り調査をしまし
た結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。続きまして、
議案第108号申請番号2番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載
のとおりです。現地案内図は2ページです。去る10月7日午前11時より、申
請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取
り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしま
した。以上、12番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 11、議案第 109号、農地法第 5 条の規定による許可処分
の取消願出についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 109号についてご説明いたします。議案書の 37 ページ、申請番号 1
番について、申請当事者の住所、氏名、土地の表示、取消理由については記載の
とおりです。作業員宿舎及び駐車場を整備する目的で転用許可を受けました。作
業員の増員が必要になった際の宿舎であったため、作業員の増員がなかったこと
から、許可処分を取消するものです。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり取消相当といたしまして県知事に意見
を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 12、議案第 110号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業
計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 110号についてご説明いたします。議案書の 38 ページから 39 ペー
ジになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のと
おりです。事業計画の変更に係る事由ですが、申請番号 1 番については、当初の計
画では、申請地に農家住宅、農業用倉庫を建築する予定であったが、経営する会
社が入る仮設事務所を本年の 11 月末までに退去せねばならず、移転先が見つか
らないまま退去期日が迫っていることから、申請地に早急に新たな会社事務所を
建築するため、事業計画を変更するものです。申請番号 2 番につきましては、当
初の計画では住宅及び物置を建築する予定でしたが、急遽、実家に戻らなくては
ならない事情が生じたことから、該当地への住宅建築を断念しました。今後、転
用事業者が既許可の土地に住宅等の建築行為をする予定がないことから、承継者
が住宅等を整備するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長 続きまして今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 2 番に
つきまして、2 番委員。

2番委員 議案第110号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。この案件は、議案第111号申請番号1番との関連案件による事業計画の変更であります。所在は記載のとおり、変更事由も記載のとおりとなっております。去る10月10日午後5時、代理人立ち会いのもと、現地を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しましたので、皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議長 申請番号1番については、現地調査委員12番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第110号申請番号1番につきまして、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案内図は6ページとなっております。去る10月7日午前8時、電話での聞き取り確認と、午前11時30分から現地確認の結果により、調査項目に何ら支障なきものと判断してまいりました。以上、12番委員から、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第111号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第111号についてご説明いたします。議案書の40ページから41ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号1番については、議案第110号申請番号2番関連の案件となっております。以上です。

議長 続きまして現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして2番委員。

2番委員 議案第111号申請番号1番の現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。この案件は、議案第110号申請番号2番の関連案件となります。

去る10月10日午後5時、代理人立ち会いのもと、現地調査をしてまいりました。所在から申請事由は記載のとおりです。立地基準、一般基準ともに、基準を満たしていると判断しますので、皆様の審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 次、申請番号2番につきまして8番委員。

8番委員 議案第111号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。去る10月12日午前10時頃、代理人の行政書士と現地において調査いたしました。所在から申請事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき調査をしました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議 長 次、申請番号3番につきまして、10番委員。

10番委員 議案第111号申請番号3番について報告いたします。10月9日午前11時30分より、行政書士立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は9ページです。申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準も一般基準も問題ありませんでしたので報告いたします。ご審議のほうよろしく申し上げます。

議 長 次、申請番号4番につきまして、18番委員。

18番委員 議案第111号申請番号4番の調査の報告をいたします。案内図は10ページでございます。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。10月9日午後4時より、行政書士立ち会いのもと、調査した結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様の審議方よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次、日程第14、議案第112号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第112号についてご説明いたします。議案書の42ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。今回、

特段の補足を要する案件はございませんでした。以上です。

議 長 続きまして、現地調査員からの報告ですが、申請番号1番の現地調査員、12番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わってご報告いたします。議案第112号申請番号1番につきまして、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案内図は11ページとなっております。去る10月11日午前9時10分より、事業者立ち会いのもと現地状況確認をいたしました結果、申請内容につきまして、議案記載のとおりであります。調査項目にしたがい、現地調査をいたしましたところ、何ら支障なきものと判断してまいりました。以上、12番委員より、ご連絡がございましたので、ご報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第15号議案第113号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第113号についてご説明いたします。議案書の43ページから44ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番については報告第42号整理番号2番の追認を得るための案件で、続きまして、申請番号5番については、河川工事のための現場事務所、駐車場、資材置場としての一時転用であり、転用期間は、許可日から1年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について、14委員。

14番委員 議案第113号申請番号1番について、調査報告をいたします。去る10月12日午後1時30分より、設定人、被設定人立ち会いのもと、現地を調査いたしました。宅地の隣接であり、立地基準、一般基準とも、何ら問題なしと判断いた

しました。よろしくお願いいたします。

議 長 次、申請番号2番について、9番委員。

9番委員 議案第113号申請番号2番について報告をいたします。現地案内図は13ページです。申請内容は記載のとおりです。また、報告第42号整理番号2番の関連です。10月11日午後2時より、代理人であります行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準とも、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次、申請番号3番について、18番委員。

18番委員 議案第113号申請番号3番の調査の結果の報告いたします。案内図は14ページでございます。所在、面積、申請事由は記載のとおりでございます。10月9日午前9時より、設定人立ち会いのもと、調査項目に沿って、調査した結果、立地基準、一般基準もすべて満たしていると判断しました。皆様の審議よろしくお願ひします。

議 長 申請番号4番及び5番については、現地調査員11番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 11番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第113号申請番号4番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は15ページで、去る10月9日午後4時より、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。続きまして、議案第113号申請番号5番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は16ページです。去る10月9日午後3時より、行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上、11番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第114号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第114号についてご説明いたします。議案書の45ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。第1種農地の既存施設拡張事業です。既存施設拡張事業は拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の面積の2分の1を超えないもので、施設の機能の維持、拡充等のために、既存施設に隣接する土地に施設を整備する場合は、第1種農地での転用を例外的に許可することが可能となっております。この案件は、有効利用面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えていないことから妥当と判断しています。以上です。

議 長 現地調査員から報告をお願いします。申請番号1番につきまして、4番委員。

4番委員 議案第114号申請番号1番について報告いたします。現地案内図は17ページです。10月10日午後2時30分より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。土地の所在から申請事由までは記載のとおりですが、申請内容としては、近隣で借りている資材置場の賃借期間が終了することから、申請地の隣接地に本店事務所があり、資材置場として管理しやすい場所であるため、必要な転用申請するものです。特に雨水の排水は自然地下浸透としますが、溢れた水は、ため升に集水して浸透させる計画です。以上のことから、調査項目に基づき、代理人行政書士から聞き取り、また、現地調査の現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第115号、現況確認証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第115号についてご説明いたします。議案書の46ページとなります。申請番号1番から申請番号2番まで、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあったすべての農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議長 今回の現地調査委員を代表いたしまして、2番委員から報告をお願いいたします。

2番委員 議案第115号の現況確認証明願について、現地調査の報告をいたします。去る10月4日午後2時、19番委員及び12番委員と私の3名と事務局職員1名で、現地を調査してまいりました。案内図は、申請番号1番は18ページ、申請番号2番は19から20ページとなっております。申請番号1番につきましては、利用状況は記載のとおりであります。道路に農地が分断されて道路と農地の高低差が5mほどあり、農機が進入して耕作できるような農地ではありませんでした。現状は、原野化しておりましたので、非農地と判定いたしました。次に、申請番号2番ですが、利用状況は記載のとおりであり、桑園として利用していた場所で、現在では、杉の木が生えております。木の直径もほぼ20cm程度の太い木となっており、山林化しておりましたので、非農地と判定いたしました。以上です。皆さんの審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 以上で本日予定いたしました報告3件、並びに議案12件、合わせて15件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして、本日の10月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様には大変お疲れ様でございました。

(終了)

閉会 午後2時30分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

平成30年10月15日

議事録署名人(4番・サトウ ヒロシ)

⑩

議事録署名人(5番・ハマダ ムネヒロ)

⑩

議事録署名人(6番・ヤマウチ ヒロミ)

⑩